

## 14 いじめ防止基本方針

(平成26年9月1日変更)

### (1) いじめ防止等に関する基本的考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見・対応に取り組む。

いじめ防止等の基本姿勢は、以下の5点。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期発見のために当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して解決に当たる。

### (2) いじめの定義

いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### (3) いじめの防止等の対策のための組織

#### ①いじめ防止対策推進委員会（学校内の組織）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、月1回全教職員で気になる児童やその言動等について、現状や指導についての情報の交換及び職員の課題解決に向けての共通行動・対応についての話し合いを行う。緊急ないじめ問題が発生した場合は、緊急いじめ防止対策推進委員会を開催し、敏速な対応を行う。また、いじめ防止対策推進委員会の中核となって動く推進委員は生徒指導主任と人権教育主任の2名とし、以下の役割を果たす。

- ア 取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正。
- イ いじめの相談・通報の窓口。
- ウ いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有。
- エ 児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定。
- オ 保護者との連携等、組織的な対策の実施。

#### ②いじめ問題対策連絡協議会（家庭や地域と連携した組織）

いじめ等に関する問題の早期発見、未然防止、いじめへの対処等を協議するいじめ問題対策連絡協議会を設置する。組織員は、校長、教頭、教務、いじめ防止対策推進委員(2名)、PTA会長・副会長(3名)、学校評議員(3名)で組織する。学校間、学校、家庭・地域間で、い

じめを許さない学校づくりに向けて連携・協働して取り組む体制づくりを推進する。

#### ③警察、関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署や関係機関等と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署や関係機関等に通報し、適切に援助を求める。

### (4) 年間計画

#### ①年間の取組についての検証を行う時期

##### ア 年間計画の策定

- 前年度の学校の実態調査をもとに、学校の内いじめの内容に関する課題や児童の実態、保護者のニーズを明らかにする。
- 授業改善に関する取組、児童の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組、いじめに関する学習、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発、心のアンケートや教育相談など、未然防止と早期発見に資する取組を洗い出す。
- いじめ防止対策推進委員会を中心に学校職員全員で未然防止・早期発見に向けて年間計画を立案する。
- 学校基本方針が策定された後、全ての教職員に趣旨を説明し、共通理解を図り、課題解決に向けて共通行動・対応ができるようにする。
- 学校基本方針が策定された後、保護者・地域に対して、趣旨を説明する(ホームページへの公表も含む)ことで、保護者・地域との協力体制を強化する。

#### ②取組の評価、会議、校内研修会等の時期

##### ア 取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正

- 年間計画の検証  
いじめ防止対策委員会で、学期末毎に取組評価アンケートを実施し、長期休業中に取組の見直しを行う。
- 教職員の共通理解と意識啓発  
各学期に実施する取組評価アンケートの分析結果についてもその都度知らせ、改善点を周知する。
- 保護者・地域に対する情報発信と意識啓発  
取組の進捗状況や得られた成果、取組評価アンケートの結果やそれを踏まえた学校の取組についても情報を発信し、意識の啓発を図る。

##### イ 学校評価における留意事項

本校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行う。

## (5) いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

また、道徳の時間を中心として教育活動全体を通じて「命の大切さ」について指導を行い、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全ての児童が持つように指導する。

### ①自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

#### ア 一人一人が活躍できる学習活動

○少人数指導の特性を生かした、分かる・できる喜びが味わえる授業

○児童が主体的に取り組める学習活動

○児童のよさを認め・ほめ・励まし・伸ばす学級経営及び授業の工夫

#### イ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、児童が主体的に参加・活躍できる集団づくり

○将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるキャリア教育の充実

○児童のアイデアを生かした主体的なクラブ活動、委員会活動

○「やませみ集会」での各種委員会活動の発表、学級代表の発表と他の児童の一言感想発表

#### ウ 人とつながる喜びを味わう体験活動

○地域の人と育てるお茶摘み・販売等の体験活動

○ゲストティーチャーを活用した授業、保護者・祖父母・地域の方を招いた学校行事

### ②命を大切に、思いやりの心を育む活動

#### ア 「道徳」や「人権教育」の充実と公開授業の実施

#### イ 職員持ち回りの「命」に関する講話の実施

#### ウ 月2回水曜日の朝の会での「いじめ防止」の話

### ③授業の改善

ア 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的態度、また、それらに対する冷やかしかからかいなどは、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。そして、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環を引き起こし、生徒指導上の諸問題に発展する恐れもある。全ての児童が意欲的に授業に参加でき、授業場面で活躍するための授業改善があれば、学力向上にはもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。校内研修を中心に公開授業を行って、互いに参観できるようにし授業の改善を図る。

#### イ 一人一人が活躍できる活動の推進

○縦割り班活動での異学年交流の充実

○児童の自発的な活動を支える学級会活動や委員会活動の充実

○児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの充実

○安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成  
年間カリキュラムにおける「活用する力」「言語活動」の項目や内容を明確にし、見直しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

### ④情報モラル教育

インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進する。

#### ア 情報モラル教育の学校総体での取組

○児童の実態の把握や整理 ○年間指導計画の作成

○指導方法の検討 ○実際の指導と評価

#### イ 小中連携による取組の推進

## (6) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

### ①いじめの早期発見のための手段を講じる

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない鋭い人権感覚を身に付ける。

イ おかしいと感じた児童がいた場合、又は情報が入った場合は対策委員会で情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、当該児童に安心感を持たせるとに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は教育相談等で悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「心のアンケート」を2ヶ月に1回実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、必要に応じて教育相談を実施し「いじめ0の学校」を目指す。

#### ☆早期発見の基本

- ①児童の些細な変化に気付くこと
- ②気付いた情報を確実に共有すること
- ③情報に基づき速やかに対応すること

#### ☆早期発見に必要なこと

目撃情報等を毎週集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制を作る。

### ②いじめの早期解決のために、校長を中心として全職員が一致団結して取り組む

ア いじめ問題を発見したときには、担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が組織的に対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。必要に応じて、PTA会長や学年委員長にも伝え、協力を求める。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじ

められている児童の身の安全を最優先に考え、いじめられている児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。

ウ 傍観者の立場にいる児童にもいじているのと同様であることを指導する。

エ 学校内だけでなく、家庭・関係機関や専門家と協力して解決に当たる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、SCやSSWと連携を取りながら指導を行う。

### ③家庭や地域・関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も勧める。

## (7) いじめに対する措置

### ①個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

ア いじめの事実確認

○いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。

○いじめアンケート等でいじめが発覚した場合は、情報収集を綿密に行う。事実確認をした上でいじめ防止対策推進委員会を招集し、今後の対応を協議する。

○いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

○学校内では解決できない場合は、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。

イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

○いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○いじめられている児童の心の傷を癒すために、SCやSSWと連携を取りながら指導を行う。

○事実に係る情報をいじめを受けた児童の保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

ウ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

○いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

○いじめを受けた児童が生命及び身体の安全を確保するために、必要であればいじめた児童を出席停止にする等の措置をとる。

○傍観者の立場にいる児童たちにも、いじていることと同様であるということを指導する。

○いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断する。全ての児童が集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

エ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

○いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

○学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「心の相談室」等のいじめ問題など相談窓口の利用も検討する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署との連携を図り、深刻な事態へ対応する。

## (8) 重大事態への対処

### ①重大事態の定義

ア いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合。

### ②重大事態への対処

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。